【令和7年12月2日　埼玉新聞 5面掲載】

「治療か仕事か」ではなく「治療を受けながら働く」へ

12月2日は、「社労士の日」 記念対談

「治療と仕事の両立支援」が求められています。来年4月、改正労働施策総合推進法が施行され、事業主は社員が治療と仕事の両立を促進するために必要な措置を講じることが努力義務化されます。「両立支援を促進するためのポイントは何か」「中小企業はどう取り組めばよいのか」。12月2日の「社労士の日」を記念して、埼玉県社会保険労務士会の澤田裕二会長と埼玉県医師会の金井忠男会長が対談しました。

埼玉県社会保険労務士会　会長
澤田　裕二氏

さわだ ゆうじ　1958（昭和33）年、越谷市出身、67歳。29歳で社会保険労務士登録。越谷支部長（5期）、埼玉県社会保険労務士会副会長（6期）などを歴任し、令和3年6月より現職。令和2年に厚生労働大臣表彰受賞。趣味はゴルフ、スポーツ観戦など

埼玉県医師会　会長
金井　忠男氏

かない ただお　1970年横浜市立大学医学部卒業。1981年所沢肛門病院設立。2010年4月から埼玉県医師会会長。所沢肛門病院名誉院長。埼玉県総合医局機構センター長。埼玉産業保健総合支援センター所長。日本医師会の代議員も務める。

社会保険労務士（社労士）とは

社会保険労務士法（1968年12月2日施行）に基づく国家資格者。労働社会保険関係（健康保険法、厚生年金保険法、労働基準法、労働者災害補償保険法、雇用保険法など）と労務管理（労働条件、人事関係など）のエキスパートとして、事業の健全な発達と労働者等の福祉向上を幅広くサポートしている。

労働問題、年金問題にも精通しており、埼玉県社会保険労務士会では毎週水曜日「総合労働相談所・年金相談センター」（JR浦和駅西口徒歩3分）で無料相談を行っている。

同会に登録している個人会員は2,035人（うち開業者1,291人、法人の社員147人、非開業者597人）。法人会員は101法人。男女比は、男性72％・女性28％（令和7年10月31日時点）

患者の就労支援に深く関与

―近年の医療技術の進歩等により、かつて不治とされたがん等の疾病も生存率が向上し、労働者が罹患しても直ちに離職を要さない状況となっています。医療機関として両立支援を進めていく上でのポイントをお聞かせください。

また、さんぽセンターの所長も務めておられますが、そのお立場からもコメントがありましたら、お話をお聞かせください。

金井　両立支援は県内の事業場における産業保健活動を支援し、労働者が心身ともに健康に働ける環境づくりを支援する公的機関である埼玉産業保健総合支援センター（さんぽセンター）が掲げる三つの柱（メンタルヘルス対策、両立支援対策、産業保健スタッフの能力向上への支援）の一つです。10年ほど前から言われていましたが、なかなか進んでいませんでした。

最初はがんと仕事の両立支援から始まり、病院には既にがん患者の相談窓口がありましたが、患者と医師の二者だけで決めるという状況でした。本当の意味での両立支援には、職場、本人、医療に関わる医者の三者をつなぐことが必要です。今後、円滑に連携し進めていけるように、医師会が接着剤となって社労士会と話をする機会を持ち、発展させていく方向を作り、広くアピールし浸透させることが重要だと思います。

澤田　従来は、職場における治療と仕事の両立支援そのものを規定した法律はありませんでしたが、来年4月から労働施策総合推進法という法律の中で、事業主に対し、職場における治療と就業の両立を促進するための必要な措置を講じる努力義務が課されることになり、必要な措置が有効に実施されるよう、治療と仕事の両立支援ガイドラインを参考に現在指針の根拠規定が整備されており、そこには治療と就業の両立支援の趣旨も加わる予定になっています。

このように国としても両立支援を重要政策として推進していく動きも踏まえ、社労士に対してはこれまで以上に患者の就労支援に深く関与していくことが期待されています。具体的な就労支援のポイントとしては、環境整備と個別の両立支援の2つの切り口になります。

まず、環境整備面では、企業の人事労務担当者や管理職の方向けの研修会の実施などによる意識啓発、高額療養費や傷病手当金、年金、雇用保険といった公的給付のご案内などを行うことも含めた相談窓口の明確化、時間単位有給休暇、病気休暇、時差出勤、テレワークといった休暇制度や勤務制度の整備などがあげられます。

また、個別の両立支援策としては、主治医や産業医の意見を踏まえ、避けるべき作業や時間外労働、出張の可否、取るべき就業上の措置や、通院時間の確保などの治療への配慮といった取り組みが求められます。

いずれも、労働・社会保険の専門家である社労士が大いに役立てる部分だろうと言えます。そのため、本会では本年度「治療と仕事の両立支援小委員会」を立ち上げ、会員を対象に「治療と仕事の両立支援」に関する研修会を開催し、この分野における知識の習得とスキルの向上を図っていく計画です。

「患者・医師・企業」の連携必須

―両立支援に向けては、患者本人、医療機関、企業それぞれの連携が必要になりますが、医療機関のお立場から、この三者の連携の重要性や支援者としての社労士の役割についてどのようにお考えですか。

金井　患者さんが主体であり、医療機関・医師と患者さんの結びつきは強いですが、労働環境のことはわからない状態で話し合っている部分が多いです。職場の状況をよく把握している社労士が関わることにより、三者が結びつくことができます。

この両立支援については、特に力を入れて進めるべきで、社労士会と医師会で話をする機会を持ち、広く発展させていく方向を作るべきだと思います。

澤田　両立支援を進めるうえでは三者の連携が大変重要になります。もし連携ができないと、患者は働き続けることを検討したくても医療機関や職場にどのように相談したらよいか、公的給付などの経済的支援がどの程度受けられるかといったことが分からず、結果として働き続ける選択肢を諦めてしまうこともあります。

医療機関側は、治療上の制限や就労可能な範囲を把握していますが、職場事情まではわからない。企業側は復職や配置転換を検討したいが、医学的な根拠が不足して判断が難しい。というように、情報がお互いに断絶してしまい、両立支援を進めるうえでうまく調整が進まず、その結果、「本人任せ」「主治医任せ」となり、復職支援や両立支援が機能しないケースが発生してしまいます。

そこで、このような課題に対し、社労士が深く関わることで解決に導くこともできます。

主治医が入院治療や通院治療の必要性、治療のスケジュール、職場でどのような配慮が必要か、どのくらいなら働くことができるか、といった治療と就業の見通しを患者本人に説明し、一方で社労士は企業側へ主治医からの情報などを分かりやすく伝え、理解を求め、場合によっては休職・休暇制度や勤務時間制度の提案などを行い、企業側はそれを踏まえて勤務制度を見直し、産業医等と連携して両立支援をサポートしていく。

このように社労士は、患者の方の「働く」に対し、患者、企業、医療機関をつなぐ橋渡し役として、三者が密接に連携し、情報交換をしながら患者本人の希望になるべく沿った形で両立支援を進めていくうえで大きな役割を担うことができると考えます。

社労士活用し「働く場」確保を

―昨年度から本格的に始まった医師の働き方改革ですが、時間外労働の上限規制が導入され、医療機関には勤務体制の見直しや業務の効率化が求められるようになりました。患者への安全で質の高い医療を維持しながら、医師やスタッフの健康を守るために、現場ではどのような取り組みが進められているでしょうか。

金井　働き方改革は遵守しなければならず、医療だけが特別な職種ではありません。時間外労働は原則として年960時間、月100時間未満という制限は当然守るべきです。ただ、医療には手術の途中で交代しにくいなど特殊な事情があります。

高市総理が言及している「弾力性」については、制度が崩れては困るので、どう運用するかが課題です。集中的に長時間働く期間があっても、その後にリカバーできる時間を設ければよいという考え方があります。

―医療機関と社労士とのかかわり方について、今後、社労士に期待することは何でしょうか。

金井　病院には社労士が入っていますが、診療所にはあまり入っていません。医療機関が賃上げ計画を提出した場合に加算請求できるベースアップ評価料を取得している割合が、病院は80％以上なのに対し、診療所は40％を下回っています。これは社労士に依頼しているかどうかの差です。

診療所が日頃から社労士会の存在を知っていれば、ベースアップ評価料を取得できたはずです。医療機関に入って支援することは非常に重要です。

澤田　治療と仕事の両立支援、そして医師の働き方改革という視点で考えますと、医療の現場において、医療機関と我々社労士には、「働く人を守る」という共通の課題があります。

医療機関は医療関係従事者の方々が〝働く場〟であると同時に、治療をしながら働く方を〝支える場〟でもあり、こうした分野の専門家である社労士が役に立てる場面は非常に多いと感じています。ぜひ大いに社労士を活用してほしいと思います。

我々社労士会はこれからも「身近で頼りになるパートナー」として、皆さまからさまざまな相談をお寄せいただける存在を目指します。

―埼玉県社労士会は、医療機関の労務問題へのサポートとしてどのような取り組みをされていらっしゃいますか。

澤田　埼玉県社労士会では、「医療経営者のための労務相談110番」を実施しています。

主には、長時間労働、36協定、就業規則の作成、ハラスメント、賃金、有給休暇などのさまざまな労務問題について、電話相談や訪問相談により、当会の専門の医療労務コンサルタントが解決のサポートを原則無料で行っています。お気軽にご利用いただければと思います。

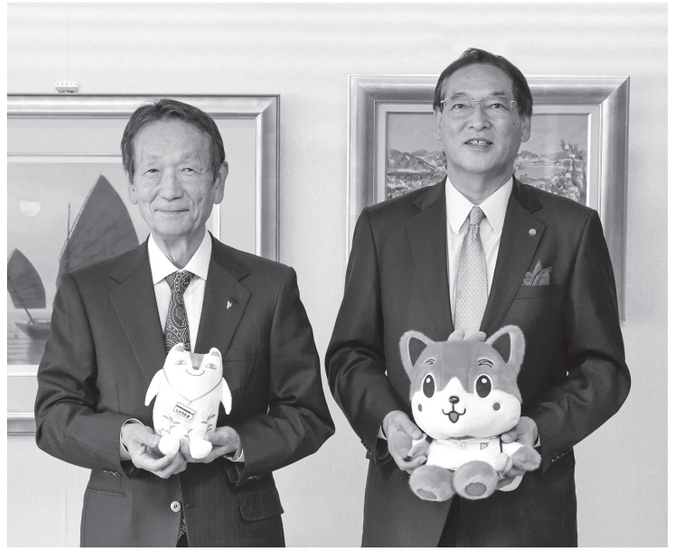

日本医師会のイメージキャラクター「日医君（にちいくん）」を手にする澤田会長（右）と埼玉県社会保険労務士会のキャラクター「しゃろたま」を手にする金井会長

「さんぽセンター」をご存知ですか？

「さんぽセンター」の正式名称は産業保健総合支援センターと言い、厚生労働省所管の独立行政法人労働者健康安全機構が運営を行い、企業の産業保健活動を無料で支援しています。

具体的には、産業医、産業保健看護職、労働衛生コンサルタント、社会保険労務士、産業カウンセラーなど各分野の専門家が、産業医・産業保健看護職・衛生管理者・人事労務担当者等産業保健スタッフを対象としたセミナーの実施や個別相談への助言、企業が行うメンタルヘルス対策や治療と仕事の両立支援対策へのアドバイスや社内研修のお手伝い等を行う専門家集団です。

詳しくは「埼玉さんぽセンター」HPをご覧ください！▶

『人を大切にする企業づくり』を社労士が支援します

社会保険・労働保険手続き	各種助成金の申請	労働トラブルへの対応
給与計算代行	各種年金の相談・手続き	就業規則・36協定
労災保険給付手続き	育児・介護休業の支援	働き方改革の推進
健康保険給付手続き	治療と仕事の両立支援	職場の安全衛生

埼玉県社会保険労務士会
埼玉県社労士会　検索
あなたにぴったりの社労士を探すなら
〒330-0063 埼玉県さいたま市浦和区高砂 1-1-1 朝日生命浦和ビル 7F TEL:048-826-4864（シャロウシ）
www.saitamakai.or.jp